

第 7 期 第 5 回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）		
開催日時	令和 7 年 1 月 10 日（金） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分	
開催場所	阪南市役所 3 階全員協議会室	
出席者	【推進委員会委員】 新川委員長、壬生副委員長、田中委員、斉藤委員、佐渡委員、堀委員、小谷委員、尾川委員、小坂委員、高垣委員 10 人出席 【市】 政策共創室 御坊谷室長、水口主幹、古谷主査、根来総括主事	
傍聴人数	3 人	
議題	○地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインについて	
資料	○資料 1 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインについて 部会での検討 ○資料 2 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドライン ○参考資料 第 7 期阪南市自治基本条例推進委員会及び検討部会のスケジュール	
会議	あいさつ	
	委員長	本日は新年早々お集まりいただきましてありがとうございます。 皆様方のお力のおかげで、地域まちづくり協議会の仕組みづくりを大きく進めることができました。そして、今日は、具体的にどう阪南の地域の中で生かしていくのか、そのための具体的な方針づくり、そういうところに焦点を移してご意見をいただくということになります。 自治基本条例はもちろん、地方自治のそして阪南市の自治の基本的なあり方というのを作るというところに大きなねらいがありますが、同時にこれまでも市民参画手続条例や住民投票の条例に関する検討など重要な事項について、当委員会として検討を重ねてきたところがあります。この地域まちづくり協議会という仕組み自体がこれからの阪南市の自治ということを考えていくその大切な基礎、大事な柱というふうに考えていただいて良いのではないかと考えております。 これから地域まちづくり協議会を上手に地域の中に良い形で根差して、形にできるかどうか、そのための準備というのが今日ご議論いただくガイドラインと考えております。 これまでの検討も踏まえて、今日もいろんなご意見しっかりといただいて、良い議論をたくさんできればというふうに思っております。 よろしくお願いいたします。
	(1) 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインについて	
	事務局	資料 1 に基づき、部会でのご意見を報告。 資料 2 に基づき、部会でのご意見を反映したガイドラインの説明。

委員長	ありがとうございました。 これまで部会で議論いただきましたが、部会の方から何か付け加えて、コメントがあれば、最初にいただきたいと思います。いかがでしょうか。部会長（副委員長）何かありますか。
副委員長	基本的にみんなで議論した内容を盛り込んで、今のガイドラインになっていると思います。まだ気になることもあったりするのですが、この辺りはまた追々会議で議論していくことになると思います。皆さんお気づきの点がありましたら、よろしくお願いします。
委員	14 ページの連絡先のところなのですが、市民活動センターの郵便番号は、〒599-0201 になります。 役所の電話番号と市民活動センターの電話番号の全角半角を揃えた方が良いでしょう。 あと、市民活動センターの方が、休館日が月火祝となってるんですけども、特に年末年始などは変則的な部分もあるので、文言を入れたほうが良いのかどうなのかっていうところが気になりました。 ページ番号ですけど、めくっていくときに見にくいと思います。
委員	補助金・助成金の件ですが、「説明会の開催のところで、地域まちづくり協議会の制度について説明します」というところで、これから説明されるのでしょうか、一番興味があるところだと思います。 ある程度補助金・助成金規模が、ガイドラインですから、書いた方がよいと思いますけども、いかがでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、市の役割のところ、具体的に使える補助金であるとか、例えば地域まちづくりの支援員を配置するであるとかは書いた方がよいのではというご意見をいただいているところです。 現在予算要求をしております一定の内諾をいただいておりますですけど、具体的な支援やサポートできることを書き込みをさせていただきながら、検討会の方でまたご意見をいただきたい。
委員	補助金の件で、今おっしゃってるのは多分協議会が設立してからのことだと思うんですけど、そうではなくて、例えば設立準備会ができたときに、いろいろ費用もかかると思う。そこで他市を見て、例えば 30 万円で 3 年間いうのもありまして、その辺もやっぱり検討していただく必要があるかなと思います。
事務局	現在、実は準備会の準備をするための補助金を設けております。 あわせて活動を支援する補助金をこれから創設をいうことだと思うんですけど、委員おっしゃったように、どこまで金額が出るのかというのがありますが、準備のことと、設立後も支援できるような、制度設計を検討しているところです。

委員	11 ページのステップ 3 のところの中ぐらいに、「条例に基づく地域まちづくり協議会は、支援の認定、申請が必要となります」とありますが、すでに校区福祉とかで協議会と同じような活動をされてる地域もあると思うのですけれども、そういうところは、小学校区などの地域協議会というふうに名称変更しないといけないのか。
事務局	部会でも議論がございました。すでにされている活動もありますので、それを否定するわけではなく、続けていただいた上で、改めて地域まちづくり協議会の方を申請されるところがあれば申請いただきたい。名称変更しないといけないというものでもなく、また必ずしも条例の基づく申請をという訳ではなく、団体を尊重というご意見をいただいたかなと認識しております。
副委員長	もちろんこの地域づくり協議会自体は、地域が作って、やりたいというところはしっかり活動できるようにということで、ガイドラインを整備してきてますので、委員から質問があったとおり、今までの活動をそのまま続けていこうということであれば、申請いただく必要はないのではないかという話になっております。 ただ、活動を続けていくにあたって、もう少しやり方を変えたりとか、案外このまちづくり協議会っていうのを新しく作った方がより活動がしやすいのではないかということが地域の中で、合意形成が図られたならば、これにうまく使っていただければというように考えているところです。 また、職員の皆さんはしっかり理解していただく。 もちろん事務局の皆さんはご理解いただいているかと思いますが、他の関わるような方にもしっかり理解していただきたいところではあります。
委員	設立に向けて地域での説明会の予定などはありますか。
事務局	ガイドラインができることで、より具体的に地域まちづくり協議会ってなにかということをご説明できるかと思います。 各団体の総会、ウェブサイト等、いろんな出前講座であるとか、あらゆる機会でご説明できればと思います。また、より効果的な方法があるか積極的に検討してまいりたいと考えております。
委員	私は部会委員でこの案について検討してきましたのですが、3 ページにまちづくり協議会の地域について、私は最初からその校区よりももっともっと小さい地域でどうかという考えを述べたことがあります。3 ページや 13 ページの活動事例の中で、地域という言葉が出てきますが、私が考える地域は、本当に小さいです。箱の浦であれば箱の浦地域。箱作に手を伸ばすことはなかなかできないわけで。私は小さな地域の活動、まちづくり協議会っていうのを考えていました。

事務局	議会でも議論がありまして、この地域っていうのはイコール小学校区っていうことですかというご質問ありましたが、先ほど3ページのところにあるとおり、最大でおおむね小学校区以内でということを条例で定めさせていただいているところです。 本来であれば多様の団体が連携していただいて、地域まちづくり協議会の方設立をしていただきたいという趣旨です。そのためエリアとしましては、最大小学校区以外っていうことで、条例の方は定めさせていただいております。
委員長	色々な地域まちづくり協議会のありようというのが想定できて、身近なまちの中での活動単位ごとに、同じ阪南市でもそれぞれの地域でのお考えとか、地域のまとまり方とか違ってくることが大きな前提としてあります。 その時にどういう区域の選び方をされいていくのか、どれが一番その場のまちづくりに適しているのかというのをそれぞれご判断いただきながら作っていただい。ただ、小学校区ぐらいまでが一番最大かなということで、こういう仕組みになっているというふうにご理解いただければと。
委員	私たちの地域には高齢化問題がある。 自分たちの地域だけでなく、少し広げて高齢者問題を解決するという好意的に見れば、そういう活動を作ることも十分できるわけですね、分かりました。
委員	校区福祉委員会っていうのが12でしたでしょうか。小学校というのは今8。私が考えてるのは、最初に呼びかけをする時に、校区福祉委員会の会議であれば、自治会長も出ていると思う。基本的には校区福祉委員会をベースにして、自治会長に例えばその区域にどういう団体があって、どういう人に参加してもらったらいいかその辺を出してもらうのが一番現実的かなと思ってるんですけど。 ところが、これ小学校8で、福祉委員会が12ですから、どうしたらいいのかなあという。
事務局	小学校8でございますけれども、一方で、旧小学校区で考えますと、12でございます。
委員	3ページの地域は、まちづくり協議会構成員と、それから7ページの一番上の主な団体等っております。 3ページの中に民生児童委員は入っていない。さきほど意見がありました校区福祉委員会の件で、校区地区福祉委員会とすれば、今活動されてるのでわかりやすいかなと思います。 ちなみにどこかこの辺だったらまちづくり協議会を検討できそうかなっていう地域はありますでしょうか。

	事務局	なかなか厳しいとは思いますが、私ども月2回、オブザーバーみたいな形で会議に参加をさせていただきながら、情報共有させていただいている地域があります。まず1つモデルとして、その後何ヶ所かモデルで立ち上がったらいかなというように思っているところです。
	委員	例えば緑ヶ丘は、本当にいろんな活動をそれぞれ頑張ってくれてるので、それを1つにまとめ別組織ができると、別の役員が必要になって、大変だという気持ちがあります。まちづくり協議会ができてほしいという気持ちはあるけれど、まず自治会の会長さんがおられ校区長さんがおられ、まちの清掃の方とか、喫茶部門、いろんな方が、本当に頑張ってくださってる。それをまちづくり協議会1つにまとめるっていうのは、なかなか大変かなって思いつつ、また地域に説明に来ていただいたらよいかなと思います。
	委員長	丁寧に作っていかないと動きませんので、現にしっかりやっておられるところは、むしろそれをどこまで尊重するか、とても大事なことだと思います。よろしくお願いします。
	委員	この活動事例は前回、なにか挙げ入れた方がいいんじゃないかという提案したところ、これが出てきたんですけど、これはちょっと安易すぎます。もうすでにこの居場所づくりだとか見守り、環境美化、全部やっている話なので、ここの活動事例こそ、阪南市の特徴がいかせるというふうに思って、その辺の話が出てくるのかなと思っていたんですけど、ちょっとがっかり。見直してもらった方がいいんじゃないかなと。例えば資源活動とか、阪南市のまちづくり協議会の指針になるんじゃないかなと思っています。事例はちょっといまいちですね。
	委員長	全国的にも色々な事例があるので、参考にさせていただいたらよいと思います。もちろん阪南市で必要とされるというのが重要になります。
	委員	私も部会として、議論させていただいて、すごくまとまっているのかなと。良い形になってるかなというふうに感じます。 例えば地域をどう定義するか、自分たちの地域の課題、どういう人たちが参加するか、もしまちづくり協議会を作りたいってなったときにどう議論していくかっていうその議論場をどういうふうに、地域が主体となって、やりたいっていう人たちが集まって、議論ができるような場ができるのか、それを行政がいかに関与するかっていうところが重要なところかなと思う。 行政にとっては、地域からしたいと出てきたところを、丁寧にサポートしていただけると、地域にとってもすごくいいかなと思いますし、地域は地域で、どういうふうに皆で話し合う場を作るかっていう大事かなと思います。自治会の会員が減ってる場所もあれば、そんな減っていないところもある。

		例えば自治会に入っていない人たちも対象にして、まちづくり協議会を作って、活動をやっていきましょうということを意識する人たちがいると、協議会を作ろうとなる。そこは意識がなかったら、当面作らないという動きがあるのかなと個人的には思う。それを今、どれがいいのか行政側からもいろいろアドバイスや支援をしていただく。まずガイドライン含めて、まちづくり協議会条例できましたよっていうところを知ってもらいたいのかと。判断する地域それぞれ出てくると思う。
	委員	問題点として、1つは、13 ページの事例。こういうことがしたいなという人たちが集まったグループで、すでになされていることだと思います。それに対して、まちづくり協議会が、どういうふうに関係してくるのかと。 作る必要がどこにあるのかと、地域によっては多分必要ないのかもしれない。 7 ページの主な団体の自治会とか、校区福祉委員会とか私はマストじゃないと思う。別に自治会等とボランティアグループ、その2つでもよい訳ですよ。ちょっと自分たちのグループを超えた何かを地域としてやりたいというような人からの声というのが上がってきたんで、そういうのがあった方がいいよねという話だと思います。具体的には、先ほどからある地区でそんな声があって、まちづくり協議会を研究着手し始めていると。具体的にその地区の中のどういうふうなグループに属されてる方が、どのような想いで何がしたくて、こういうふうなものを作っていきたいんだけどという話になったのでしょうか。
	事務局	私も3年前からの関わりですので、もしかしたらもっと深いお話があったのかもしれませんが、人口が減って、少子高齢化が進む中で、皆さん共通の課題はやっぱり防犯とか防災かなという話がありました。そういったところからその地域は、拠点運営もされておられますので、活用しながら、防災防犯だけでなく、こども食堂をされたりとか、居場所づくりをされたりしています。現在の取組は防犯カメラを個人の方にも協力いただいて、みんなで一緒に考えていく必要があるよねという感じです。そういう地域が、まちづくり協議会になっていくことを考えさせていただいています。
	委員	この地区はですね、かなり広い校区です。この地区の中には、複数自治会がありますよね。それらが協働して何かやっていこうという動きというふうに考えて欲しい。
	事務局	連携していきましょうというところと、自治会に入っていない人も、全員を対象にすべきじゃないかというところがありました。また自主防災も、バラバラにやるのではなくて、協働して、資材を共同購入し

	た方がいいのではとか、あと地域でパトロールするのに、自分の地域だけでなく、要請があればその他の地域内もやるよなど双方に協力しながら、よりまちづくりができるのではないかと伺っているところです。
委員	自発的に住民の方から、こういうことをしていけばいいんじゃないかというふうなことが上がってきたという訳ですね。 自治会と社会福祉協議会とかが、上から協力してやりなさいというものではないと受け取ってよろしいですか。
事務局	私はそういうふうには考えております。多様な意見がある中で、意思決定をしていくとかというのは大変ご苦労されてるのではないかと一方で思っておるところです。 ただ一定の意思決定をするため、団体が一緒に決定していかないと、一部の人たちだけで、まちづくりというのはなかなか難しいことです。福祉であるとか、自治会とか防犯防災の活動とかと連携をしていただきたいというのが趣旨と考えております。多様なニーズがございますので、それぞれの特性を生かして、自分たちの地域は自分たちで作っていかうというような趣旨になっておりますので、当然ながら、地域の想いを尊重してまいりたいと思っております。
委員	先ほど委員から、その活動事例の話があり、資源回収・資源活用という言葉があったわけですが、私の団体は、資金を持っていませんので、活動資金は、再生資源段ボールとかアルミ缶とか、新聞紙とかを集めて、それを業者に持って行って、売って活動資金にして使っています。 活動事例としては、資源回収とか資源活用の作業とかそういうふうなものとか、あと私たちは今、らくらく送迎という高齢者の送り迎えをやっているのですが、ライドシェアっていう、その本当のその一部をやっているわけで、そういう例とか、それから認知症のご夫婦が参加されたり、地域の聴覚障がい者の方も、活動に参加してくれてる。それを私たちは、共生社会どう実現するかという表現をしてるんですけども、活動事例の中にそういうものを入れていただければいいかなと思います。
事務局	買い物支援として朝市をされてるとか、移動支援を、住民の皆さんでしてるところはなかなか全国的にも、大阪府下でも少ないと思いますので、そういったことを事例に入れるか検討していきたいなと思います。
委員	その地域はかなり独立性の高い、住宅地ですね。すごく活動的に、いろいろやられてるんですけども、それを助成金をもらって、まちづくり協議会として、1地域でなるということとはできないですか。

事務局	今の規定ではできたらちょっと周辺の身近な方々との連携をご検討いただけたらなと思っております。
委員	まちづくり協議会とかもそういうふうなイメージ、防災とかを考えても、その方が、メリットがあると思いますので、地域として一緒になればいい。ただ、独立性のある地域は、1自治会だけで、例えば、もうちょっと活動団体を巻き込んだり、個人で、すてきなカフェとか出られるような方とかをひっくるめて、まちづくり協議会という形だと、十分にOKということになりませんか、どうでしょう。
事務局	同じエリア内の活動ではなくてちょっと別のお隣であるとかと一緒になった場合という認識です。
委員	そういうふうな地域はやっぱ広げないといけないよということですね。
委員	問題によって、複数のグループが一緒になって活動する、複数のエリアが一緒になって活動するいろんなパターンがあるわけで、これが全部、この団体とか地域住民が一緒にある、全部一緒にならないといけないっていうんじゃないくて、その部分で問題が一致する団体と一緒に活動していくっていうこと。
事務局	色々な団体が協力してっていう趣旨がございます。 福祉の活動と、自治会の活動は一旦条例の中で入れさせていただいております。地域の実情に応じて多様な団体と一緒にやっていただきたいということを条例化させていただいておりますけれども、地区の範囲としては自分の地区を超えた団体との連携を想定しているところ。
委員	例えば、地域として、防犯とか防災はしたいんだけど、ほかはしたくないとか、そんなことはあまりないと思うんですけど、よいのでしょうか。自分たちのすることは自分たちで決められるということでしょうか。
事務局	そのとおりです。そういうメニューを何か強制するものではありません。
委員	13 ページの活動事例なんですけれども、先ほど言われたみたいに、もう居場所づくり校区でしてるし、レクレーションも100歳体操もしてるし、見守り活動も行ってるし、美化活動っていうのは、もう全部できてるんですよね、うちの地域は。だから、まちづくり協議会を作ろうとしたら高齢者のための買い物支援とか、防災・防犯。入口が2ヶ所しかないので、防犯カメラを自治会で取り付けて、現在3台つけたのを増やそうという話があって、自治会でつけてくれるかなと思います。先ほどあった資源回収とか、これからの地域での困りごとの事例を書いてもらったら、いいんじゃないかなと思います。校区福祉委員会が多分されている活動かもしれません。

委員	以前、自分が住んでる自主防災会の役をしていて、その中で、もし災害が起きたときに、自治会に入っている人は助けて、入っていない人は切るべきじゃないかっていう議論があったのです。 おそらく、実際にその大きな災害を受けて、避難所開設とかっていうのは地域で何とかすると思うんですけど。その議論、結局どっちつかずのままでいつも終わる。結構前の議論ですけど多分解決していないと思います。 なぜかっていうと、自主防災会の認識に一人一人個人個人でその認識に理解差があり、お互いの立場で議論しているので、例えばこのまちづくり協議会のようにより広く開かれたっていうことを理解できれば、そういうふうなことを話で進んでいく。運営する自主防災会側の課題として見えるんですけど、地域からすると、全く意識がない話で、課題のとらえ方もそれぞれあると思うんですけど、そのまるごとっていう点で、説明とかお話をされて、事例の中で困りごとっていうお話を入れた方がいいんじゃないかっていうのはあると思うので、そのあたりももし想定できるのであれば、ガイドラインに入れなくてもいいので、説明会とか、そういうところで言ってもらえるといいかなと思いました。
委員	主な団体の項目の中に市民活動団体っていうのが入ってるんですけども、市民活動センターなどに登録されている団体については、地域にあまりこだわってないというか、阪南市全体で活動されてるところが多いんじゃないかと思う。それから、自分の団体は音楽をやりたいんだとか清掃をやりたいとか、割と特化してされてる。NPO 団体に関しても、高齢者の居場所づくりであるとか、結構ミッションを持って特化した活動をしていると思うんです。 協議会をつくられて、団体が地域でも、もっと活動したいと言ってくだされればベストですが、もう地域こだわらないんですと言われたら、それはそれで、もう仕方がないですよ。
事務局	子ども関係の団体の方が、子どもの居場所されたりとか、もともと連携されてる地域もございますので、本来であればそういった自分たちの専門性や好きなことを生かし、地域活動に生かしていただきたいなっていうところでございます。ただ、強制するものではないので、マッチングがあるとか、ご紹介とか繋がるきっかけづくりはしていきたいなと思っております。
委員	まちづくり協議会の活動なんですか、やっぱり便利になるとか、役に立つとか、そういうのがみんなの心に浸透すれば、多分やる気も出るんでしょうけど、これ見ると、あんまり楽しくないんですよ。 楽しくやれるというのがキーワードとして、いるんじゃないかなとい

	うことでこの3ページ目1-1、最後の方に、協力連携しながら、まちづくりを進める、この間に楽しくとちょっと入れてもらった方がよいと思います。
委員	ページの打ち方最初、表紙には1っていうのは、普通は入らないんですよね。これは取る。設立準備会というのがあると思います。これは多分できて、そんなに次のステップはわからない。そのために準備会の会則とか、そういったものは必要ないんでしょうか。ステップ0とか1とかありますけど、これ何となく見たときに、0っていうのは、何か違和感があるんですよ。
事務局	ステップ0でもいいんじゃないかなっていうふうに前回の部会でご意見いただいたところで、すぐに立ち上がらなくても、やっぱり繋がり、楽しくやるっていうことが大切。必ず行かなくてもいいんじゃないかなっていうご意見を受けましたので、ステップ0としました。
委員	はい。ありがとうございます。ステップ0が良いのではと私が言いました。最初はステップ1からという話があったのですが、その前がちょっとある方がいいんじゃないかっていうことでそうになりました。1からの方がわかりやすいのであれば、それはそれで良いと思います。
委員	理想になるかもしれないんですけど、この自治基本条例がある程度形になったときに、シンポジウムを開いてくださったと思います。このまちづくり協議会も、一斉にスタートできればいいんですけども、なかなか難しいかもしれないんですが、シンポジウムみたいなものを、できればしてくださったら良いかなと思います。他の活動がどういうことされてるのか、わかりやすいし、それなら自分の地域もできるかなと考えられるかなと思いました。
事務局	実は12月1日に地域まちづくり自慢大会を開催しました。なぜこういう活動をしているのかなど知る機会を設けました。自慢大会の中で周知するなども考えられますし、まちづくり協議会ガイドラインの策定を今回させていただいてるところでありますので、そのキックオフというか周知につきましても工夫しながら検討してまいりたいと思います。
副委員長	ガイドラインには多分出てこないことだと思うのですが、市の支援内容として色々なものを書いていただいているのですが、その実現可能性をちゃんと高めるような努力をしていただければ良いなというふうに思います。例えばですけれども、本日ご指摘いただいた活動事例ですが、やっぱりまちづくり協議会ガイドラインであれば、作ってよかったと思って作りたいなって思えるような事例を挙げなければならないと思います。それを挙げるためには、日常的に組織的に情報収集しておく必要があると思います。しかもそれは、継続的にやっ

		ていかなければ、ガイドラインを実現するのにはなかなか難しい。あと会議の進行補助も市の役割結構サラッと書いてあるんですけど、ちゃんとやっていこうと思うと、職員異動があることも考えると、やっぱりスキルアップを継続的に果たしていくということも、とても大事になってくると思う。なので、最初の話に戻りますが市の支援っていうのをしっかりやっていけるような、市の体制整備準備っていうのも、忘れずに取り組んでいていただきたいなと思いました。
	委員	市の支援というところで形式的なことなのですが、何ページか市の支援が出てくるので、できればこれ一番最後 12 ページに市の支援の一覧表にこんなことやってますよと書かれているのですが、例えばステップ〇の連携支援ですよ書いた方が良い気がしました。
	事務局	検討部会で引き続きご意見いただきながら、また皆さんのご意見を踏まえて、検討してまいります。
	委員	ステップ 2 の 7 のところに地区計画とあるが、他市では計画を項目別に挙げて 6 事務を伝えしてるものがある。判断する方としては、判断しやすいかなという気がしてるんですけども。あと同じ市で計画を立案するまでの流れ、そういったものも書かれてるんで、だから、計画を作るというのはなかなか、難しい部分があるので、読み手の方は、読みやすいかなと。ちなみに千葉県の山武市というところで、人口が 4 万 7,002 人だからほぼ阪南市と同じような市です。私は読み比べているんですけども、そういった部分はやっぱり入れた方がわかりやすいかな。で、あとこれ誰を対象にして作るかということですね。例えば、一般の市民を対象にして作るんであればザーッと書けばいい。そうじゃなくって例えば実際にそれに関係する人に読んでもらいたいと言うんであればやっぱりある程度詳しく書いた方がいいかなという気がします。
	事務局	様式を入れると、読むのがしんどくなるという意見もあるので、なるべく読んでもらいやすいようにしています。
	委員長	本当にいろんなご意見をいただきましたガイドラインづくりということで本当にこれから、地域まちづくり協議会へ話して、なぜ、ぜひ進めていきましょうよということを、皆さんに、理解をしていただき、そして、意欲のある地域あるいは住民や市民の皆さん方団体の方々には積極的にこれを使ってもらいたい。そういう趣旨でのこのガイドラインだと思います。それにその期待にこたえられるようなガイドラインにぜひしていていただきたいということでご意見をいただいたかと思います。1 つはもちろん表記の若干の矛盾だとかそれから全体の構成もっとわかりやすく、手に取っていただいても、いろんな必要なところをぱっとめくると、よくわかるというようなそんなガイドラ

インになっていくといいなというふうに思いながら今、お話を聞いていました。それから、大きな2つ目はこれは今後ということになりますが、市の行政として、具体的にどういう支援がどの段階で、どの程度入っていくのかということについては、次年度予算のことであるとか、条例に基づきます規則の制定であるとか、それを具体化する規定類の整備であるとか、そういうのを通じてまた、具体化されていくところたくさんあるかと思います。ここは少しガイドラインの中でも、それぞれの市の役割を具体化していくときにできるだけ、わかりやすく書き込んでいく、また市としてのそうした方針というのを行って、まとめてわかりやすくしていただくということが必要なあというふうに、と思いながら聞いておりました。もちろん、準備段階、それから実際に設立設置段階、それからそれを運用していく協議会がいよいよ走り始めた段階での支援の仕方。いろんな段階での支援の仕方が少しずつ違ってくると思いますので、行政としてどういう形で支援をしていかれるのか。整理をしてぜひ、このガイドラインにも先々盛り込んでいければ良いかなというふうに改めて思いながら聞いておりました。大きな3つ目で、皆様方からありましたのはやはり、このガイドラインをこれから仕上げていくわけですが、条例の施行がこの4月からですので、4月以降、ぜひ積極的に、このガイドラインも含めて、地域まちづくり協議会の広報、説明の体制というのを、準備をしておいていただきたいということで皆さん方からお話があったかと思います。もちろんいろんな機会に説明をしていただくということもありますが、やはり積極的に市民の皆様方に投げかけていくようなそういう機会というのを、ただ単に広報広聴手段だけではなくて、シンポジウムの開催であるとか、イベントの開催であるとかそういったような、この条例の出発のお披露目のようなことをぜひ考えていただきたいということで、ご議論もあったかというふうに思っております。もちろん、市民の皆さんに、この協議会について、十分にご理解をいただくというのがこれが出発点ですが、そういう、一人一人の学びの機会というのを丁寧に作っていくというのが基本ではあるんですが、もう一方では関心を持っていただくということもまずは大事ですので、大きく網を広く市民全体に振って引っかかるようなものというののもあっても良いかなというふうにちょっと思いながら聞いておりました。大きな論点として、後半で特に皆様方からありましたのは、このガイドラインの内容についてご議論いただきました。ガイドラインの中身でやはり1つ既存の組織とそれからその活動、そして、この協議会を作ろうとするときの活動やなんかの関わり方、これについては

やはりこれまでも議論をしてきたところでありますが改めて、整理をしていただき、協議会でなければできなくなるという話ではなくて、現にあるいろんな活動があってその上にまたさらに必要があって協議会ができていくというようなそういうイメージをみんなで共有できれば一番いいかなというふうに思っております。既存の組織も活動も大事にしながら、もう一方ではでももっといい活動がたくさんできますよねというそういう観点で、この新しい制度というのを活用していただけるようにしていくというのが、良いかなというふうに思っておりますし、これまでの活動の限界を乗り越えていくようなそういう枠組み仕組みとしてこの地域まちづくり協議会というのが位置付けられていくというのが、一番良い位置付けかなというふうに思います。この内容の2つ目で、やはりこういう既存の組織との関わりもありますが、どういう地域単位で、この地域まちづくり協議会を作っていくのか、学校単位なのかあるいは校区福祉委員会単位なのか、いざ、現にある、町内会自治会の単位であるとか、団地の単位なのか、いろいろとあるかと思っておりますが、小さいからといってできないということではないですし校区でなければまとまらないということでもないだろうというふうに思っております。ここは小学校区以内というふうな、非常に大きなくくりで議論されております。むしろそれぞれの地域の特性、これまでの活動の積み重ねそれを踏まえながら、これからのそれぞれのまちごとの地域まちづくり協議会というのができ上がっていくというのが良いかと思ひますし、その中で、議論をしながら、将来的にはひょっとすると一緒になるというところもあるかもしれないし、いや、今のまま頑張り続けるというところもあるかもしれないのではないかというふうに思っております。そうした地域の柔軟なやり方というのを前提にした地域まちづくり協議会ということをして少し提示させていただけるのではないかなというふうに思っております。その点でも大きな3つ目で、組織的に議論いただきましたがやはりこれまでの活動の中で、受益者とそして負担者の利益予算との関係というのがバラバラになってしまっているという側面がどうしても地域の活動、が出てまいります。自主防災会の話ではそういうところもこれまで議論がされてきたということでお話をいただきました。まさにそういうところの、言ってみれば、ずれのようなものをどういうふうにこれから埋めていくのか。その時にこの地域別協議会のというのも出てくると思ひます。そうした、本当に市民の皆さん方のお1人お1人の安心安全や、それぞれのより快適な暮らし方 wellbeing というのを実現していく。そういう観点で皆で一緒に考えていきましようというのが、まずはこの地域まちづくり協議会の出発点かなという

ふうにおっしゃいますので、この辺りも、これからのまちづくりの1つの手がかりに考えていただくのではないかなというふうに思いました。この協議会の内容につきましてのポイントになりますがイメージ図であるとか、あるいは地域計画であるとか、いかにお役所的で課題感という感じがするかもしれませんが、それぞれこのガイドラインをしっかり読んでいただきますと、そんなカッコリした組織を作っていきたいというようなことではなくて、決まった組織をつくれということでもなくてそれぞれの地域が、自分たちが使いやすい、そういう組織体制というのを作ってくださいというのがこれの趣旨です。ですから自分たちで作って自分たちでそこが悪ければどんどん変えていけば良いというふうにお考えいただければと思いますし、それがこのガイドラインの中でも出てくる正しいガイドラインのようにこれをしないといけないのかとそんなふうに頭になってしまうかもしれませんが、決してそうではないということを、強調しておきたいというふうに思いますしそういう運用の仕方をぜひ考えていただきたいというふうに思います。計画づくりもそうです。やはりみんなが一緒に動いていくというときに、同じ先々こんなふうにしましょうよという、そこが何か一緒にあった方が一緒に動いていくということがあると思います。そういう将来の理想像というか、そういうものはぜひ出していただければと思いますがそのために集まりましょうからやりましょうと言って突っ込み始めると身動きがだんだん取れなくなってしまいます。むしろそういう時に向けて、今何ができるのか、こんなことやりたいというそのところから出発していく、楽しくできそうなところからちょっとしていくというのが今日のお話の中でもあったかと思えます。従いまして計画もむしろ不完全なほど実現できる可能性が高いというふうに思っていたいて、そんなものだということで理解をしていただければと思います。ただしそういうのがあるとやっぱりみんなと一緒に動いていきますし、場合によっては、行政からのいろんなお金の支援も出てくるかもしれない。そういうところも見据えて、ぜひ計画づくりも考えていただければというふうに思っています。少し余計なことを申し上げておりますが、そういう将来の仕事を作っていくときに、内容の上にやはりこの事例というのをもっと、豊かにしておいた方が多くの方にとって参考になるだろうということで、今日もたくさん買い物支援であるとかあるいは資源回収などいろいろとご指導いただきました。この辺りぜひ事務局におかれましてはいろんな全国各地の情報ございますので、その中から今後ぜひ話を実現したといったようなものを集めていただいて、また部会の中でぜひ魅力的なものを事例として入れていただければと

		いうふうに思っております。いろいろ注文がたくさんありましたが、そんなところをこれからもう一度部会に持ち帰っていただいてご議論をいただかないといけないかというふうに思っております。よろしくお願いいたしますと思います。 次第のその他について、事務局から説明をお願いします。
	【その他について】	
	事務局	今後のスケジュールについてとイベントのお知らせ
	(その他について、委員からの意見、質疑・応答)	
	委員長	本日予定していた案件はこれですべて終了いたしました。本日はご多用の中、ありがとうございました。また、非常に活発な議論をいただき、ありがとうございました。それでは、司会に進行をお返しいたします。
	司会	それでは皆様、本日も多くのご議論いただきまして誠にありがとうございました。これにて、第7期阪南市自治基本条例推進委員会第5回推進会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。